

とちぎ広域消防事務組合財務規則

〔平成28年3月18日
規則第17号〕

改正 平成29年規則第1号、令和2年規則第6号、令和3年規則第10号

(趣旨)

第1条 とちぎ広域消防事務組合の予算、収入、支出、決算、契約、財産、債権、基金及びその他財務については、法令、条例その他別に定めるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(用語の意義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 地方自治法（昭和22年法律第67号）をいう。
- (2) 令 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）をいう。
- (3) 事務局長 とちぎ広域消防事務組合事務分掌規則（平成27年規則第3号。以下「事務分掌規則」という。）第4条第1項に規定する事務局長をいう。
- (4) 次長等 別表の次長等の欄に掲げる者をいう。
- (5) 課長等 別表の課長等の欄に掲げる者をいう。
- (6) 次課長等 前2号に規定する次長等及び課長等をいう。

(賠償責任)

第3条 法第243条の2の2第1項後段の規定により損害の賠償をしなければならない職員は、同項各号に掲げる行為をする権限を有する職員を直接に補助する職員とする。

(予算等に関する準用)

第4条 予算、収入、支出負担行為、支出、決算、契約、財産及び債務等については、帯広市財務規則（昭和55年帯広市規則第28号）第2章から第11章までの規定を準用する。この場合において、「政策推進部長」とあるのは「事務局長」と、「市長」とあるのは「組合長」と、「部課長等」とあるのは「次課長等」と、「財政課長」とあるのは「事務局主幹」と、「財務室長」とあるのは「事務局次長」と、「室課長等」とあるのは「次課長等」と、「市債」とあるのは「組合債」と、「部長等」とあるのは「課長等」と、「手続等」に関しては、会計規則」とあるのは「手続等に関しては、とちぎ広域消防事務組合会計規則（平成28年規則第19号。以下「会計規則」という。）」と、「総務部長」とあるのは「事務局長」と、「室長等」とあるのは「次長等」と、「市費」とあるのは「組合費」と、「契約規則」とあるのは「とちぎ広域消防事務組合契約規則（平成28年規則第18号）」と、「公有財産規則の規定するところ」とあるのは「とちぎ広域消防事務組合運営に関する規則（平成27年規則第1号）第2条第1項により準用する帯広市公有財産規則（昭和55年帯広市規則第21号。以下「公有財産規則」という。）の規定するところ」と、「市の」とあるのは「組合の」と、「市に」とあるのは「組合に」と、「市が」とあるのは「組合が」と読み替えるものとする。

附 則（平成28年3月18日）

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、帯広市財務規則、北十勝消防事務組合の運営に関する条例(昭和45年北十勝消防事務組合条例第2号)第8条により準用する音更町財務規則(平成9年音更町規則第4号)、西十勝消防組合財務規則(平成14年西十勝消防組合規則第2号)、南十勝消防事務組合財務規則(平成4年南十勝消防事務組合規則第1号)、東十勝消防事務組合財務規則(昭和50年東十勝消防事務組合規則第7号)及び池北三町行政事務組合財務規則(昭和62年池北三町行政事務組合規則13号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、施行日においてそれぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成29年3月31日)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和2年4月1日)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、改正前のとちち広域消防事務組合財務規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為に係る様式の適用については、なお従前の例による。

3 施行日以後における消防司令の階級にある副署長の財務に関する事項は、当該職員が昇任するまでの間は、改正後のとちち広域消防事務組合財務規則第2条第5号に規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表(第2条関係)

区分	次長等	課長等
組合長の事務部局の職員	事務局次長	事務局主幹、課長
消防局の職員	消防局次長	課長
消防署の職員		署長、副署長、課長